

地方分権改革シンポジウム

みんなの声で“住みやすい”を作ろう！『提案募集方式』

議事録

内閣府地方分権改革推進室

地方分権改革シンポジウム
みんなの声で“住みやすい”を作ろう！『提案募集方式』

議事次第

日 時：令和7年3月5日（木）13:00～15:00

場 所：Zoom 配信（オンライン開催）

1. 主催者挨拶

伊東 良孝 内閣府特命担当大臣（沖縄及び北方対策、消費者及び食品安全、地方創生、アイヌ施策）新しい地方経済・生活環境創生担当、国際博覧会担当

2. 講演：「地方分権改革の意義」

勢一 智子 西南学院大学法学部教授、地方分権改革有識者会議議員

3. 講演：「地方分権の現状と展望」

坂越 健一 内閣府地方分権改革推進室長

4. 都道府県による市町村に対する支援事例

平賀 礼菜 大分県市町村振興課

5. 提案募集方式における成果事例

川野 明寿 津久見市教育委員会生涯学習課 課長兼図書館長
朝生 剛次 一般社団法人津久見市医師会事務局長、
竹下 泰 津久見中央病院内科顧問、津久見市保戸島診療所 院長
平栗富士男 泰阜村 住民福祉課 課長
中島 淳子 泰阜村 温田郵便局長
早野 昌 泰阜村商工会長
林 恵美子 元泰阜村職員

■開会

○司会 本日はお忙しい中ご参加いただき、誠にありがとうございます。定刻になりましたので、ただいまより【地方分権改革シンポジウム「みんなの声で‘住みやすい’を作ろう！『提案募集方式』】を開催いたします。

■大臣挨拶

内閣府特命担当大臣（沖縄及び北方対策、消費者及び食品安全、地方創生、アイヌ施策）
新しい地方経済・生活環境創生担当、国際博覧会担当
伊東 良孝

○司会 開催に先立ちまして、伊東 良孝（いとう よしたか）内閣府特命担当大臣より、ご挨拶申し上げます。こちらのビデオメッセージをご覧ください。

○伊東大臣 皆さん、こんにちは。地方創生担当大臣の伊東良孝です。

本日は、年度末のお忙しい中、地方分権改革シンポジウムにご参加いただき、感謝申し上げます。開催に当たり、主催者として御挨拶申し上げます。

地方分権改革につきましては、平成 26 年に「提案募集方式」を導入してから既に 10 年が経過しました。

その間、地方から現場の実情を踏まえた多数の御提案を頂き、学識経験者による審議や関係府省との調整を重ね、御提案の趣旨を踏まえた対応等を行ってきています。

今後は、提案募集方式の一層の充実を図るため、第 1 に、小規模な市町村からの提案を促進するため、国や都道府県、地方六団体などによるサポートの充実、第 2 に、制度改革の効果を高めるため、類似する制度も含めた横断的な見直し、第 3 に、より改正効果の大きい提案を促進するため、好事例や着眼点等について広く情報提供を行うという 3 つの取組を行っていきたいと思います。

今回で 10 回目を迎える地方分権改革シンポジウムについては、こうした観点を踏まえたプログラムとなっております。

まず前半では、それぞれの立場で地方分権に取り組まれているお二方に御講演を頂く予定です。

お一人目は、地方分権改革有識者会議の議員であり、同会議における「計画策定等に関するワーキンググループ」の座長でもある勢一 智子 西南学院大学教授です。

勢一様には「地方分権改革の意義」と題して、提案募集方式の意義や計画策定についての有識者会議における取組などについてご講演を頂きます。

続いて、内閣府地方分権改革推進室の坂越 健一室長からは、「地方分権の現状と展望」と題し、地方分権を巡る情勢変化と課題、今後の展望について総体的にお話させていただきます。

後半では、地方分権改革の成果として、「都道府県による市町村に対する支援事例」及び「提案募集方式における成果事例」と題し、成果事例に関わった方々からの御感想や率直な御意見を紹介します。

本日のシンポジウムを通じて、国民の皆様には地方分権への関心と理解を深めていただき、また、自治体からは今後新たな提案が出されることにより、提案募集方式を通じた地方分権改革の取組をさらに進めていただくことを強く願います。

また、私は、大阪・関西万博の担当大臣でもあります。いよいよ4月13日に万博が開幕になります。

大阪・関西万博は、地域の魅力や、地域の未来に関するビジョンを世界に発信し、地方創生に係る国民的な機運の向上や取組を加速させる絶好の機会です。

万博の機会を最大限に活用し、インバウンドや国際交流、ビジネスマッチングなどを進め、地方創生につなげてまいります。

それでは、本日はどうぞよろしくお願いいたします。

○司会 伊東大臣、ありがとうございました。

■講演：「地方分権改革の意義」

西南学院大学法学部教授、地方分権改革有識者会議議員

勢一 智子

○司会 続きまして、講演に移ります。勢一 智子 西南学院大学法学部教授から「地方分権改革の意義」という演題で御講演いただきます。

勢一様は、現在、西南学院大学法学部教授であり、内閣府地方分権改革有識者会議において議員、また、計画策定等に関するワーキンググループにて座長を務めていただいております。

それでは勢一様、どうぞよろしくお願いいたします。

○勢一教授 ただいまご紹介にあずかりました西南学院大学の勢一と申します。本日はこのような機会をいただき、ありがとうございます。短い時間ですけれども、皆様とご一緒できることを楽しみにしております。よろしくお願いいたします。

まず私のテーマですけれども、地方分権改革の意義ということで、具体的には提案募集方式が導いている、多様な地域を豊かにする改革についてお話をさせていただければと思

います。

皆様は地方というとどのような地域を思い浮かべておられるでしょうか。こちらの写真ですけれども、川沿いに小さな村があるというような景色です。私のイメージする地方の一つの形ということで、この写真を冒頭でご紹介いたしました。ちなみにこの川はライン川になります。

皆様が今思い浮かべている地方ですけれども、分権改革の文脈においては、先ほどのような小さな村だけではなくて、東京都であるとか横浜市、これも国との関係では地方に該当します。私が住んでいる福岡市は人口が160数万人いますし、今なお増加トレンドにありますが、ここも立派な地方になります。

昨年、私が訪れた一番南の自治体、石垣市と竹富町に伺いましたけれども、ここは沖縄本島よりさらに400キロ離れた離島の自治体です。ここも同じ地方になります。北は北海道ですね。羅臼町とか標津町とか、別海町と同等の地域へ出向きましたけれども、ここも同じ地方です。これで地方の豊かさというものを若干感じていただけたのかなと思います。

そして、大きなテーマとしての分権ですけれども、こちらもどのようなイメージをお持ちでしょうか。権限の移譲、これが一番イメージ湧きやすいと思うのですけれども、分権の意義という点につきましては、権限が移譲されているということだけではなくて、その権限を各地で必要なときに行使をして法政策の効果を発揮することができるかということが一つ大きな意味があります。権限だけではなく、執行レベルまでの分権が必要。

最後、改革です。改革というと華々しい変化というものを皆さん思い浮かべていると思いますけれども、しかし、華々しくない形の改革、実は今行われているところになります。少し地方分権改革のイメージを具体的に持っていいただければと思います。

地方分権改革の現在地ということで、本日の内容について少し頭出しさせていただければと思います。現在の地方分権改革の原動力は、提案募集方式です。この提案募集方式がどのような意味を持っているのか、どのような役割を果たしているのかということが、現在の地方分権の鍵を握るということになります。そもそも地方分権って何だろうということ、提案募集方式の背景になっていますので、少しさかのぼって確認をさせていただければと思います。

起点は平成5年、1993年です。そのころ皆様は何歳で、どこで何をしておられたでしょうか。こうした背景の下で、今行われている提案募集方式、これが何をつくり出しているのか、これが現在地としての地方分権改革の意義ということになりますので、そのあたりを皆様と一緒に確認させていただければと思います。

まず、タイムトラベルで平成5年スタート地点に参りましょう。地方分権改革の出発点は、平成5年の衆参両院の決議に始まります。ほぼ同じ内容ですので、ここでは衆議院の決議を確認できればと思います。

なぜ分権が必要なのか、当時問題となっている東京への一極集中を排除すること、それ

によってゆとりと豊かさを実感できる社会をつくり上げていく。これを国民は望み、そのために地方分権が推進される必要があるというところが起点になっています。この国民の期待に応じて、国と地方との役割を見直していく。そして、地方公共団体の自主性、自律性の強化を図り、地方自治を確立するというのが当時急務であると示されました。ここが地方分権改革の出発点です。

これを受けて、より具体的に地方分権の求めるもの、目指す方向というのが示されたのが、第24次地方制度調査会の答申です。地方分権改革が目指すのは何か。行政システムとして、画一性よりも自律性や多様性がより尊重され、住民に身近な行政は身近な地方公共団体が担っていくことを基本とするという考え方です。そして、地方分権の推進により、住民の立場から見て成果があること。

1つ目は、国地方を通じた行政全体のあり方を再構築する。2つ目は、地方公共団体が自らの判断と責任で処理できる体制を確立する。3つ目として、地方公共団体の自主性自律性を強化し、地域行政の主体としての能力を高めること。最後4つ目、地域住民自らの選択と負担のもとで、それぞれの地域の問題を解決する。これが地方分権の目指す方向でスタートしています。

これまでの流れをイメージしていただくために、スライドを用意いたしました。平成5年に始まった第1次分権改革、そしてその後、それは第2次分権改革に引き継がれ、最後、平成26年からは提案募集方式が始まっている。こうした歩みの中で、今の私たちの社会があるということになります。

こうした改革を通じて国家と地方の行政体制が変わってきました。まず、第1次改革では、国と地方が対等協力関係へと変わり、そして第2次改革では、その対等協力関係の下で地方への権限を決定、権限を移譲し、拡大をしていくという改革が行われていきました。

このときは、国主導の委員会方式によるあるべき姿の改革を目指した流れです。これが平成26年からは地方の発意に根差した改革ということで、地方からの提案によって分権を進めていくというスタイルになりました。ここで注目いただきたいのは、地域住民がこの図の中に登場しているということになります。

そのメインの提案募集方式ですけれども、地域住民や地域の事業者の声を受けて、地方公共団体が提案を内閣府に対して行います。内閣府は、その提案を受けて、各府省と検討協議をし、回答を得るという手続きになります。この検討のところで、私も微力ながら提案募集検討専門部会の構成員としてお手伝いをさせていただいているところになります。

そのため、提案をいただいて、そしてそれを制度改革、法改正を含む制度改革につなげていくというのが今の提案募集方式のスタイルになります。手続の全体的な流れを見ていただくとイメージがつかみやすいかなと思ひまして、令和6年の提案募集の手続過程の一覧を紹介しています。

年明けにスタートをし、1月25日から事前相談提案の受け付けを開始します。そして

6月になってから、いよいよ府省との検討をスタートし、そしてヒアリングなどを経て、最後、年末の閣議決定、閣議決定の内容を受けた法改正というところ、このようなスケジュールでほぼ1年間かけて毎年提案募集をやっています。

ここでの肝としましては、単に内閣府が関係府省と検討調整をするというだけではなくて、専門の部会を設けて、そこで公開の形で議論をするというところがあります。通常あまり意識されていないかもしれませんが、一応第1次ヒアリングとして、今年度は3日間で、第2次ヒアリングとして3日間、その間に地方3団体からのヒアリングを受ける、こういうような形になって手続きをやっています。

この専門部会の議論では、実際に現場からいただいた具体的な支障事例が制度改正のエビデンスになっていますし、また、地域の実情であるとか、地方行政の実務に精通した現場の視点からいただいた改善提案というのは非常に意味を持っています。また、共同提案、追加共同提案が出されているということは、全国いろいろな自治体で問題になっているということで、提案の説得力につながっていることを議論しながら実感をしております。

これまでの地方提案でどのくらいの数の提案が実現しているかというところの一覧になります。この真ん中あたりの小計というところが地方からの提案で実現したものの数になります。毎年これだけの数の提案が実現しています。ぜひ算数をしてみてください。これまで累計で何件の提案が実現しているか、それだけ制度の改正が行われているということです。

皆さんも気がつかない間に、提案で実現した新しい仕組みのもとでお仕事をなさっているかもしれません。こうしたたくさんの提案の中から出てきた非常に重要な制度の問題点、これは横断的に議論をするということが大事です。

そして、その一つの例が計画策定でした。たくさんの提案の中から、計画策定をめぐる提案をたくさんいただいてきました。少し横断的に議論をしましょうということで、令和3年と令和4年に重点募集テーマとして計画策定が設定されまして、令和3年に29件、令和4年に64件の提案を議論いたしました。その後、計画策定ワーキングで検討もいたしまして、現在はナビゲーションガイドを府省に提示するという形で、そうした横断的な計画改革の議論が今行われてきています。

こうした地方からの提案を受けてつくられたナビゲーションガイドですけれども、これは府省に対して制度の検討をする際に、効率的かつ効果的な計画行政を進めることができるようなチェックをして議論、検討してくださいということを求めたものになります。

例えば、計画を検討するような場合については、計画等に係る体系を明示するとか、なぜその計画が必要かということの理由を説明する。あるいは、そもそも計画ありきではなくて、計画以外の形式も検討する。そして、その上で計画の形式によらざるを得ないような場合であっても、地方公共団体で計画体系の最適化を可能とするような制度設計にすること、これを求めた内容になります。

これは、地方分権のこれまでの議論で行われた基本的な考え方・原則を、計画策定に関して一般的に適用するという、そういう考え方になっています。これによって既存の計画を含めて計画策定の見直しを分権室の方から府省に依頼をしています。

その計画策定の見直しの成果ですけれども、こちらの表はこれまでに計画を見直したものの割合を出しています。ナビゲーションガイドを受けてから、計画の見直しが大幅に進んでいるというところ、現在では約9割の計画が見直されたということになっています。

その結果として、例えば一体的策定を可能にすることが明確化されたものであるとか、国からの支援の充実、これを図ったもの。あるいは手続きの簡略化などというところも見直しされたものになります。なので従前より計画策定に係る地方の負担、また地方の実現したい手続きの進め方というのがやりやすくなったところになっているというのが現状です。

この成果を少し確認してみますと、例えば一体的策定が可能な計画、実は都道府県計画の8割以上、市町村計画の74%、これが実は他の計画と一体で策定しても構わないという計画であったということが、この今回見直しを通じて明らかになりました。

また、総合計画との一体的策定も可能で、割合も8割近くあります。また、共同策定、他の地方公共団体との共同策定が可能な計画も6割以上85%、これを見ますと、かなり多くの既存の計画が各地方公共団体のニーズと判断で自由に策定することができるということになります。

とは言え、どういう形で一体的策定、共同策定、どの分野で何ができるのかイメージしづらいかもしれませんので、少しイメージを持っていただこうと思います。例えば、共同策定です。実は、複数の団体による共同策定については、総務省でも取り組みが進んでいて、こちらは分権室と自治行政局の連名で取り組みのメッセージが出されています。

例えば最近動きが顕著な地域脱炭素の分野です。再エネ導入などの分野ですけれども、これの温対法の下にある計画を広域で策定をする。再エネ導入のポテンシャルがある地域は、市町村の境を超えるようなところはたくさんあります。共同で策定をしていくということに非常に大きな意味がある。同じような視点で、地域公共交通などもそうですし、消費者教育などもまさに取り組みやすい分野になろうかと思っています。

一体的策定について、これもいろいろな取り組みがありますが、2つだけご紹介をしたいと思います。島根県の取り組みですけれども、これは環境という政策分野に着目をして進めている環境総合計画のもとに、関連する分野の計画をまとめてつくっていく。

これによって、単に計画策定の負担が減るというだけではなくて、政策の相乗効果を図ることができる。また、これによってコンパクトな構成になりますので、県民にわかりやすく伝えることができるというようなメリットもあります。

もう一つご紹介するのは、こちらは例えば人を支える地域福祉を軸にまとめたものになります。地域福祉の分野に関係する計画、実はたくさんあります。しかし、その福祉の支えられる人、この人に着目をしてシームレスに支えていくためには、このような関連計画

を一体で策定していく。さらに現場をよく知る社会福祉協議会であるとか、審議会の委員になる大学教員などを関係者巻き込んで一緒に策定するというのも効果があることになるだろうと思います。

ご紹介したのは本当にわずかな例ですけれども、いろいろな地域で今、計画についても取り組みが進んでいます。こうした地方の努力というのが今後のよりよい政策実施を実現するんだと私は思っております。

最後、まとめにかえてということで、地方分権改革の意義を少し考えたいと思います。冒頭で確認していただいた地方分権改革の経緯、平成5年からのスタートで長い間の蓄積があります。この蓄積の上に、今、私たちは新たな歩みを重ねていっているということです。この新たな歩みというのが、提案募集方式の毎年の提案の実現であって、これは上からものではなく、地域の目線による制度の改革になります。

そしてもう一つ大切なのは、その改革の成果、提案の実現による成果をしっかりと現場で活用して、住民へ還元していくということです。

提案募集で貴重な提案をぜひいただきたいですし、あわせて、たとえ提案をしない場合でも、提案実現の成果の制度を活用いただいて、よりよい自治を進めていただきたいと思っています。

地域の多様性を包摂する自治行政のためにというふうに書きました。地域住民自らの選択と負担のもとで、それぞれの地域の問題を解決する、これこそまさに地方自治です。人口減少、少子高齢化、住民の多様化の実現、たくさんニーズはありますけれども、それを選択し、考えて実現していく。住民の、住民による、住民のための地方自治のために、ぜひ地方分権、これからは皆さんのご協力よろしくお願いいたします。ご清聴ありがとうございました。

○司会 ありがとうございました。ここで質疑応答の時間に移ります。質問がある方はZoom Q&Aに質問をお寄せください。勢一様にお答えいただきます。

○司会 今回は質問が無いようなので、次のプログラムに移らせていただきます。勢一様、様々なご経験を踏まえた大変貴重なお話をありがとうございました。

○勢一様 ありがとうございました。

■講演：「地方分権の現状と展望」

内閣府地方分権改革推進室長

坂越 健一

○司会 続いて坂越 健一 内閣府地方分権改革推進室長から「地方分権の現状と展望」という演題で御講演をいただきます。

こちらの映像をご覧ください。

○坂越室長 皆さん、こんにちは。地方分権室の室長をしております坂越です。今日は皆さんの前で講演できることを楽しみにしていたのですが、大変申し訳ございません。国会の情勢がありまして、予算委員会の方に行かなければいけなくなりましたので、この録画という形で失礼させていただきます。私の講演の後、質疑がありましたら、答えられる職員を連れて行っておりますので、どんどん質問していただければと思います。

それでは、今日私の方から 30 分弱ぐらいで講演させていただきますが、題名が「地方分権の現状と展望」ということでお伝えしたい話が、分権の室長として私も 1 年間やってまいりましたけれども、これまで地方分権を 30 年間やってきまして、やはり地方分権はすごく正しいんだと、自治体にできる限り国から権限をおろして、しかも都道府県よりも市町村、市町村中心主義で、市町村ができる限り権限を増やして、財源も増やして、住民に身近な市町村が行政をすることが最も住民ニーズに合った効率的、効果的な行政ができるんだということで地方分権を進めてきたわけです。30 年の長きにわたって、歩みはゆっくりではありましたが、地方分権が進んできたという状況でございます。

これからも進めていく必要があるんですが、一方で、その進め方についても、これまで委員会方式で、勧告方式で国から一方的に制度改正する方式を平成 26 年に改めまして、提案募集方式で地方から声をいただいて、提案をいただいて、それを実現していくという形に変えていったという歴史の流れの中なんですけど、一方で、ここで一回立ち止まって検証して、これからのあり方や進め方を考える必要があるという情勢が生まれてきておりますので、今日はその話をお伝えして、皆さんとともに地方分権のあり方を考える機会とさせていただいて、これからどうやって進めていけばいいかということについて、私見を述べさせていただきたいと思っております。

情勢の変化といいますのは、ご案内のとおりでありますけれども、人口減少が進んでいけると、過疎化が進行してきている、少子高齢化が進んできている、しかも人手不足が大きな課題になってきていて、業務がもう逼迫していると。特に市町村の業務が逼迫しているということ。

それからもう一つは、デジタル化が進んできていて、仕事のあり方や住民サービスの提供の仕方も大きく変わってきているという中において、これまで盲目的に地方分権は正しいものということで、権限移譲は正しいものということで進めてきましたけれども、翻ってこの新しい情勢下において、これまでの優先順位も大きく変わってきているかなと思っております。

今、やはり自治体で一番優先度が高いものが、これまでのサービスを維持していくこと、地方行財政を持続可能に維持していくこと、地方をしっかりと存続させていくことと

いうことが、非常にプライオリティが高い状況になっているかと思います。

地方分権のそもそもの出発点は、多様な地方行財政、自治体をつくっていった、住民のニーズに合致した自治体をつくっていくのが地方分権の出発点だったんですけど、今、やはり優先度は大きく変わってきているかなと。自治体の中における優先度は、やはり持続可能な行財政をいかに構築していくかということが一番喫緊の一番重要な課題になっているかなと思っています。

そういういろいろな情勢変化のもとにおいて、地方分権のあり方は、これまでのような進め方でいいのか、これまでのように地方分権が絶対正しいという中で進めていくのいいのかどうかということをもう一度よく評価、検証して、これからの進め方を戦略的に考えていく必要があるかなと思っているところでございます。

そういう前提で、まず資料を1枚だけ用意させていただいておりますが、左側から見ていただけたらと思います。今申し上げたように、約30年前に地方分権の本格的な始動があったわけです。

特に顕著なのが、この平成7年に地方分権推進法ができあがりました。これが大きなターニングポイントになって進んできたかなと思っています。ここの中に目的が書かれておりまして、ここに書いてあるとおりですが、「自治体の自主性、自立性を高め」、これがキーワードですね。「自主性、自立性を高め」というのはいろいろなところで出てきます。自主性、自立性を高め、最初にうたったのはこの法律の中のこの文言になるかと思っています。「自主性、自立性を高め、個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現」ということを目的にしているということになっております。

得てして、この「自主性、自立性を高め」という部分に関しては、我々の分権一括法でもそうなんです、自主性、自立性を高めることがゴールというような感じで錯覚して進んできているところもなきにしもあらずというのが、この30年間の歩みの中であったかなと思っています。

結局、自主性、自立性を高めることによって、それがどう国民にとって良くて、どう行政にとって良いのかということを考えるのが本来必要であるというふうに思っておりますが、得てして、この地方分権は正しいものだ。地方分権の一丁目一番地は自主性、自立性を高めることだと、これがゴールであるというふうに錯覚して進めてきたところも、そういうきらいもなきにしもあらずと思っております。

したがって、これまでの分権のあり方を検証、評価する際には、そもそも本来何を実現したくて、それによって地方分権によって何が良くなって、国民にとって、国家にとって何が良くなるのかということの原点に改めて立ち返る必要があるのかなと思っています。

そこについて改めて考えてみますと、次のところに書いてあります平成23年の国と地方の協議の場に関する法律、この中に目的が書かれておりまして、これが端的に示しているかと思いますが、「国及び地方公共団体の政策の効果的かつ効率的な推進」と、すなわ

ち効果的、効率的、結局、行政の仕事も突き詰めると、この2つを目指していると言っても過言ではないと思います。効果的になるか、より国民にとっていいサービスになるか。あと行政が効率的になるか、少ないコストでサービスを提供できるかという、この効果的・効率的になる。地方分権を進めることはこの2つの目的、価値に資するんだということで地方分権が進められてきたのかなと思っています。

次のところ、そのことを著書で書かれているのが、この地方分権をつくられた一人だと思いますが、松本英昭さんの著書『新地方自治制度詳解』において、地方分権の目的として、「地域における諸問題・諸課題に対しては、地域みずからで判断して対処するのが最も適宜・的確に処理できるし、また効率的かつ能率的」、ここでもすなわち効果的・効率的。地方分権を進めるのが一番効果的であり、効率的な行政ができるんだとうたっております。

結局、翻って考えますと、地方分権は正しいということの背景はここがあったかと思っております。そうしますと、先ほど申し上げましたように、新しい諸情勢のもとにおいて社会経済情勢も大きく変わったと、いろいろな制約も増えたし、目的価値も変わってきたと、優先度も変わってきたという中において、改めてそういう社会が変わった現状において、この究極の目標である効率的、効果的な行政を達成するためにはどういう統治構造がいいのか、どういう行政のあり方、国と地方の役割分担がいいのかということを考えてみる必要があるのかなと思っております。

今言ったことが結論ではあるんですけども、そういう前提のもとに、これまでの地方分権の進め方の手段、実現手段としては、権限移譲、財源移譲、国の関与の縮減、この3つが主な手法として、地方分権の最たるもの、最たる手法として挙げられてきたかなと思っております。

しかしながら、先ほど来申し上げているとおり、2つ目の列を見ていただいて社会情勢変化というふうにあります、パラダイムシフトが起きていると。こちらは先ほど来言っているとおり、①として人口減少なり過疎化、少子高齢化は進んできている。②として人手不足が大きな課題になっている。③として厳しい財政があると。この①、②、③は特に市町村において顕著に見られることかなと思っております。

それから、仕事のやり方も④としてデジタル化が進んできていて、仕事のやり方も変わってきている。サービスの提供のやり方も変わってきていると。それからもう一つ、社会経済情勢としては、⑤としてコロナの影響も大きいかなと思っております、特に10分の10国が負担して、地方の負担ゼロでいろいろなサービスが提供できる地方創生臨時交付金、これを何兆円単位にわたって国から地方に交付されたということも大きく自治体の意識を変える契機にはなったかなと思っております。

以上申し上げた①から⑤のようなことを背景といたしまして、先ほど来言っておりますが、優先順位についても個性豊かで活力に満ちた地域社会という優先順位から、持続可能な行財政の確保ということが最優先課題になっているのかなと思っております。

今言ったことを前提に3つ目の列を見ていただきますと、いろいろな提言、地方分権のあり方を見直す必要があるんじゃないかという提言がいろいろな各所から出ております。その例をこの現状、課題の列の真ん中のところに、自民党提言、知事会提言とありますが、ここをちょっとご紹介したいと思います。

まず自民党提言の方ですけれども、「人口減少下においても自治体の行財政を持続可能なものにしていくため、地方分権改革の評価検証も含め、これらの国と地方の役割のあり方や自治体間の連携のあり方を見直す」というふうに書いてあります。

知事会の提言ですが、「一括処理した方が効果的な事務については、急激な人口減少社会やデジタル技術の進展も踏まえ、国と地方の事務のあり方を検討し、国において必要な仕組みを構築すること」というふうに書いてあります。

したがって、国において自治体に権限を移譲するだけが能ではなくて、国は国が処理した方が効率的な場合は国で処理するというのも、デジタルの技術も使えるんだったら、そういうやり方もあるんじゃないかという提言もいただいているということでもあります。また、次の提言は、第32次地方制度調査会においては、「住民基本台帳や税務など多くの法定事務におけるデジタル化は、地方公共団体が創意工夫を発揮する余地が比較的小さく、標準化等の必要性が高いため、一定の拘束力ある手法で国がかかわることが適当」というような文言があります。

また、その下の総務省の2つの研究会においても同様の問題意識が書かれているところでございまして、以上言ったように、いろいろな社会経済情勢の変化がある中において、分権のあり方を見直していく。その際にはデジタルのことも踏まえて、国で一括して処理した方が効率的なものを国で処理することも考えていくべきではないかというようなことがうたわれているところでございます。

以上のことを背景といたしまして、この現状・課題の上の欄にあるようなことが今起きておりまして、一つは分権が盲目的に絶対正しいということではなくて、もう一回評価、検証する必要があるというような動きがあると、これは今ご紹介したとおりです。

2つ目の動きとしては、自治体から提案募集方式ということで提案いただいているわけですが、以前とは違って、今はやはり優先度は持続可能な行財政の確保ということを背景といたしまして、権限移譲をくださいと、自治体に仕事をください、財源をください。特に仕事をください、権限をくださいという提案募集はもはや出てなくなっているというのが現状かと思っております。

それから、3つ目はどういう提案をいただいているかといいますと、事務負担軽減の提案が大半、すなわち、やはり労働力を確保する、人手不足の中、しっかりサービスを提供していくためには負担軽減することが最も重要だというふうなことが現場の一番の実感であり、現場の声なのかなと思っております、そういう負担軽減を求める提案が大半かと思っております。

具体的には、事務手続の簡素化、それから手続について電算システム化すれば手続が簡

単になるのでシステム化をお願いしたいという提案や、もう自治体の事務でやっているのがむしろ非効率なので、国がシステムを使って一括して処理してしまった方がよほど効率的なので、国が直接事務を執行すべきだと。自治体の事務は廃止して、国が直接やるべきだというような提案、この3つの提案が一番多いかなと思っておりまして、これはいろいろ言われております。

我々はこれに基づいて提案募集方式、今必死に取り組んでおりますが、提案の内容が小粒化しているとかという指摘も多くありますが、私は、これは別に悪いことではないと思っておりまして、これによって今一番必要なのが、やはり自治体の負担軽減であり、自治体のサービスをしっかりと確保していくことである。

そのために一番必要なことはこういうことであるというふうに、実際の現場の職員の方々は思われて提案をいただいております、それを実現することがやはり一番重要なことなのかなと思っておりますので、小粒とかというような声はさほど気にする必要はなくて、一番必要なことを淡々とやっていくのが一番重要かなと思っております。

それからもう一つ、最近課題として挙がってきているものは、要は提案をいただいているのが、大半が都道府県や政令指定都市、中核市が多い。大半がそこからいただいております、ほかの一般の市町村、特に町村からの提案は、毎年、全一般市町村の1割程度にしかないという現状があるということでございます。

この背景は、恐らく業務が逼迫していて余裕がないということがあろうかと思っております。

一方で、そういう小規模な市町村からの提案が少ないことを背景といたしまして、逆にそういう一般の市町村にしかないような行政課題や問題点が、制度改正が必要な案件がいっぱいあるんですけれども、そういう案件がなかなか上がってこないということが課題として今あるかなと思っております。

それがゆえに、政令市や都道府県からはなかなか上がってこなくて、一般市町村が声を上げないとなかなかこちらでも把握できないような課題について把握できなくて、その対応ができていないという現状があろうかと思っております。

例えば、過疎市町村特有のニーズ。例えば福祉保育とか学童だとか、預かり保育だとか、ファミリーサポートとか、いろんな福祉、子育てサービスがありますが、そういうサービスは全国一律に厚生労働省が定めている例が多くて、そういう定めている例においては、全国一律であるがゆえに都市型の基準になっていることも多いと。

そういう場合に、過疎市町村においてはサービス受給者がそれほど多くないので、それほど高いサービス水準を確保しなくても構わないようなサービスがあつたりもするんですが、一方で、そういう全国一律の都市型基準であるがゆえに、保育士さんは3名必要だとか、訪問介護員は3名いないとだめだとか、高い基準が設定されており、それを満たせないがゆえに、逆にそういうサービスが空白地域になっている過疎市町村が非常に多いというようなケースが福祉サービスで多発しているかと思っております。

そういうことの背景としては、一般市町村からの提案が少ないがゆえに、そういう事態に陥っていることが、我々も課題を把握できず、制度改正に至れず、そういうサービス空白が生じているような側面もあるのかと思っておりまして、これもやはり提案をしないと、結局当該自治体が損をするようなケースになると。あまねくさまざまな市町村が提案しなくてはならないということの理由の一つになるかと思っております。

それから、もう一つ、小規模な市町村から提案が少ないがゆえに生じている課題として挙げられる例として、例えば今、都道府県の経由事務というものを一生懸命やっており、廃止して国が直接やるというようなことを進めておりますが、これについてもいろいろ調べると、市町村の経由事務というものも世の中にはたくさんあるということが判明しましたが、これについてもやはり一般市町村がなかなか提案を出さないがゆえに、こちらで取り組んだことはこれまでなかったんですね。そういう事態が起きているのも、やはり小規模市町村からの提案が少ないことが一つの背景になっているかと思っておりまして、そういう意味では、やはり小規模市町村からの提案もふやすことが非常に重要なことだと思っています。

以上を背景といたしまして、残り 10 分程度ですので、私の見解を述べさせていただきたいと思いますが、これまでの地方分権とこれからの地方分権ですけれども、まず一つは、地方分権といってもあまり言葉にこだわる必要はなくて、言葉どおりにいくと権限移譲が一番重要となるんですが、結局、地方分権というのは、要は自治体の行財政基盤の強化、自治体のサービスの強化、自治体の存続を確保することだと思っていますので、そういう観点で何が一番重要かというふうに考えていけばいいかと思っています。

そういう意味では、負担軽減が今一番重要というふうに皆さん感じ取っているわけで、負担軽減のための提案、募集についても重点的に取り組んでいく必要があるのかなと思っています。

それから、2つ目の観点といたしましては、余り分権が正しい、正しくないとか、よく国会でも議論になっているんですけれども、分権が正しい、正しくない、権限は上から下に国から市町村にできる限りおろすべき、もしくは市町村から国に返上すべきとか、そういう机上の空論というか、理念ばかりを論じるのではなくて、具体的な事務のあり方として、何が一番国民にとって、住民にとっていいのか、行政が効率的になるのか、効果的になるのかという具体的な事務のあり方、具体的に問題に即して考えていって、理念的に何が正しい、正しくないというのを書物、机上で論じてばかりいるというのはあまり良くないかと思っています。具体的な問題の中で物事を考えていくべきなのかなと思っています。

それから、3つ目として、重要な観点といたしましては、冒頭にも申し上げましたけれども、分権のそもそもの目的というのは、やはり住民の利便性の向上と行政の効率性ということに尽きますので、新しい事情に照らして効果的、効率的な行政というのはどういうやり方が正しいのかということを考えて、それに正しいのは市町村にできる限りこの事務

はやってもらった方がいいとか、逆にこれはデジタルで効率的にできるので、国で一括して処理した方がいいとか、この新しい経済社会情勢を前提に、改めて各事務、各サービスのあり方について効果的、効率的にやるにはどうやればいいかということを虚心坦懐に考えて、あり方を考えていく必要があるかと思っております。

4つ目として、分権についていろいろ制度改正をやっておりますけれども、これまで30年間分権を進めてきたわけですが、やはり今の時代は少子化とか人口減少とか過疎化の進行とか、非常にスピードが速い。これは背景にはデジタルもあろうかと思いますが、非常に社会経済情勢の変化が激しく、スピードが進行しているというところはあろうかと思っておりますので、そういう課題にしっかりと対応してサービスを維持していくためには、やはり対応をゆっくりやっているのでは良くないと。その経済情勢のスピードに負けてしまうというところがあって、しっかり住民のサービスを確保していくためには、行政の対応もこれまで以上にスピード感を上げてやっていく必要があるということが視点として重要かと思っております。

そういう意味では、これまで提案募集方式も個別対応をやってきました。提案募集なので、個別に上がってきた案件を潰してきたわけですが、それよりもやはりスピードを上げるためには、横断的な見直しで、類似するものはまとめて一緒に解決していくということで、スピード感を上げて、より効果の高いものを住民の皆さんに提供していくという必要があるかなということで、新しい取り組みをやっておりますが、やはり背景としては、スピード感を持って行政を今の時代は進めていく必要があるということがあろうかと思っております。

5つ目の視点としては、これは分権とはちょっと離れるかもしれませんが、横連携、縦連携がこれまで以上に重要になってくるかなと思っております。

横連携は、これは総務省もこれまでやってきております広域連合だとか、一部事務組合の拡大版の定住自立圏だとか、連携中枢都市だとか、連携協約だとか、事務の委託だとか、地域の未来構想だとか、いろいろな横連携を強化する仕組みをやっておりますが、これに加えて、やはりこういうスピード感が必要、しかも行政が逼迫してきていて、過疎化も進行している中で必要なのは、市町村オンリーではなくて、国、県に非常にリソース、財源や人員の資源がたくさんありますので、それらを総動員して市町村の持続可能な行財政を確保していく必要が今ほど求められる時代はないかなと思っております。

そういう意味では、この縦連携についても強化していく必要があるかと思っております。例えば県で言いますと奈良モデルという、県庁が市町村と一緒にあって全面的にサポートして市町村行政を確保する仕組みが奈良県では行われておりますが、そういうことを全国的にも展開していく必要があるのかなと思っております。

すなわち、市町村の発展は県の発展にもつながるという意識において、県と市町村が一緒になって仕事をしていく必要があり、例えば、特に医療や国民健康保険、病院、上下水道、消防、それと市町村支援、こういうものについては都道府県がかなり前面に出てサポ

ートしていくことが、都道府県的能力的にも可能だと思いますし、重要になってくるかと思っております。

6 番目ですが、分権提案についても、以上言ったような側面から自治体の声を制度改正につなげる取り組みではありますが、さらに使える余地が大きいかと思っておりますので、ぜひ皆さん、さらに積極的に分権提案を活用していただけたらと思っております。

分権提案の良いところはいっぱいありますが、やはり政策実現手段として毎年法改正をしているということが非常に大きいかと思っております。法律が障害になって、いろいろな規制緩和や制度改正はできませんと言って、各省庁に断られることは多いですけども、逆に障害のある法律があるのであれば、毎年の法改正の中で改正しますというのが分権提案の良いところですので、こんな強力な政策実現手段はないと思っております。

それからもう一つは、分権室の職員が 70 名近くおまして、各職員が案件を持っていて、全国からいただいた提案を各省庁で何カ月にもわたってよく勉強して折衝をしております。

場合によっては、有識者会議の先生方、各省の審議官に来ていただいて、何回もヒアリングをして、指摘をして、公開の場でいろいろ指摘をして制度改正を求めていくという仕組みでありますので、皆さん、各自治体もいろいろな政府要望をしているとは思いますが、それとは格段に違って、何カ月にもわたって職員が張りついて各省庁と折衝する、しかも法改正までできるという、このようなすばらしい仕組みはおそらくないと思いますので、政策実現手段としては非常に有効な手段だというふうに思っておりますし、提案の実現率もこれまで 9 割弱くらいは提案が実現しているという実績があります。

その背景に今言ったようなことがあろうかと思しますので、ぜひともこの分権提案をこれからもますます積極的に使っていただきたいと思ひますし、特に市町村の方々には積極的に提案をいただけたらと思っております。

最後に分権提案の強化策としていくつか書いてありますが、改めて簡単に言いますが、一つは、分権提案は個別対応だけではなくて、横断的に類似案件を一挙にやるというスピード感を持った対応が必要かというふうに今取り組んでいるところです。

それから二つ目は、しっかりと国民の方、住民の方に分権によって良くなったと、分権提案によってこういう制度改正がされた、こういう効果があつて、こう良くなったというのをわかっていただくということは非常に重要です。これから進めていく上において、効果を数値で示して、わかりやすく住民の方にアピールしていくということが必要だという取り組みを今やっているところです。

また、いろいろな提案がありますが、費用対効果の高いものをより重点的にやって、住民の方々にスピード感を持ってその効果を実感していただくということが非常に重要で、市町村提案を強化する必要があると思ひます。市町村の方々にもぜひ提案をぜひいただきたいです。市町村はやはり業務が逼迫しておりますので、国や都道府県、特に都道府県が全面的に市町村をサポートして提案が上がってくるような体制づくりという

ものも重要になるのかと思っております。

もう一つ、デジタル化がゲームチェンジャーになって、デジタル化によって市町村の負担が軽減されますので、デジタル化もさらに進めていく必要があると思っております。

最後、分権を進めるにあたっては、一方的に国側が制度改革に努力するだけでなく、やはり自治体側も分権提案に絡んで努力して協力することも必要になると思っております。それをやることによって、さらに国側も制度改革に汗をかいて努力をするという好循環につながる側面があるかと思っております。ここに3つ書いてありますが、例えば国家資格のデジタル証の導入というのを国は求めていますし、戸籍ネットワークシステムの分散運用というものも求めていますし、狂犬病予防法の特例制度参加というものも求めています。

いろいろ国が求めているもの、分権提案に絡んで、国側が類似する案件で求めているような、国側の事情があります。そういうものについては、自治体も協力できる、汗をかける余地があるものが結構あります。そういうところで、自治体側も自治体側で努力して協力するという姿勢があれば、より国が安心して制度改革につながっていくという部分もありますので、やはり分権というのは一方的に国側に求めるだけでなく、自治体側も努力する、国側も努力する、双方の努力が相まって、より分権が進むという側面があるかと思っておりますので、そういうようなことにもぜひ皆様方のご協力をお願いできたらと思っております。

以上縷々申し上げてきました。いろいろ情勢変化もあって、分権のあり方も変わってきている中ではありますが、これからも新しい時代のもとにおいて具体的に考えて、皆さんと協力しながら分権を進めていきたいと思っておりますので、よろしく願いしたいと思います。

少し長くなりましたが、以上で私の講演を終わります。これからもよろしくお願いいたします。ありがとうございました。

○司会 ありがとうございました。ではここで質疑応答に移ります。Zoom Q&A にお寄せいただいている質問を読み上げさせていただきます。

「小規模自治体の提案が少ないのは提案に至る力が不足しているからではないか。小規模でも大規模自治体と同じ労力が必要なところが多いからではないか。その辺りの配慮や支援はあるのでしょうか」という質問です。お願いいたします。

○平沢参事官 ご質問ありがとうございます。内閣府参事官の平沢と申します。講演させていただいた室長に代わりまして、私から回答させていただきます。

まず、小規模団体と大規模団体を比べまして、確かに小規模団体の職員の方は少ない人数で日頃多くの事務をされておりますので、分権提案に対応する時間やノウハウが足りないという現状があるかと思えます。

確かに各所管・省庁に対して、最終的には説得材料を揃えないといけないので、そういうレベル感には作業していくが、いろんなサポートや取り組みやすいようなツールや手段を用意し、これからも充実させていこうと思っております。

私ども内閣府分権室の HP をご覧いただくと、過去の提案のデータベースなどもあります。

また、令和 7 年の地方分権提案の事前募集を行っており、近日中に全国からいただいた事前相談を一斉全国配信しますので、それをご覧いただいて似たような指標を感じていたら、それに対して共同提案、あるいは追加共同提案ということで相乗りいただく、そういったことから今後の提案に繋がるきっかけにしていいただければと思っております。

もう一つ大きいのが「都道府県の方の支援をぜひお願いしたい」という点です。

ご自身の都道府県に日頃から繋がりがあろうかと思いますので、『分権提案をしていきたい』といった相談を早いうちからしていただいて、都道府県の支援をいただきたいと思っています。

あるいは都道府県の方で代行提案を挙げていただくことをされている県もありますので、そういったことも含めて検討していただけたらと思います。以上でございます。

○司会 もう一つ質問がきております。「後日配布資料共有やアーカイブ配信はありますか」ということです。

○平澤参事官 内閣府分権室の HP に資料を掲載させていただきますし、YouTube で配信もさせていただこうと思っておりますので、ぜひそちらもご覧いただけたらと思います。よろしくお願いいたします。

○司会 ありがとうございます。これで質疑応答を終了させていただきます。

■休憩

○司会 それでは、これで前半を終了いたします。この後、休憩をはさみ後半では、「都道府県による市町村に対する支援事例」などをお送りいたします。後半は 14 時 15 分より開始させていただきます。よろしくお願いいたします。

(休憩)

■再開

○司会 皆様、お待たせいたしました。シンポジウム後半の部を始めさせていただきます。

■都道府県による市町村に対する支援事例

大分県市町村振興課

平賀 礼菜

○司会 それでは、「提案募集方式における成果事例」に関する発表に移りたいと思います。ご講演頂きますのは、大分県市町村振興課の平賀 礼菜様です。

平賀様、よろしくお願いいたします。

○平賀様 皆さん、こんにちは。ただいまご紹介に預かりました平賀です。

この度は本シンポジウムにお招きいただきありがとうございます。私からは、大分県における市町村に対する提案募集の取り組みについてお話させていただきます。

まず、少しだけ自己紹介をさせていただきます。私は令和4年に総務省に入省し、政治資金課で1年間、政治資金規正法等に関する業務に携わった後、令和5年の10月から大分県に出向し、主に市町村の行政支援を行う市町村振興課という部署で、約1年半にわたり権限移譲や提案募集に関する業務に従事してきました。国から出向し、市町村支援を行う身として、国と県、そして市町村それぞれの立場に立った行政運営ができればと日々心がけているところです。

大分県の魅力についても少しだけ紹介させていただきます。大分県は人口約109万人と比較的小規模な自治体で、18の市町村からなります。この市町村数は全国で4番目の少なさで、平成の大合併により58市町村あったものが減少して今に至りました。本日のお話とも関係しますが、この市町村数の少なさは情報共有のしやすさなどともつながってくる面もあるかと思います。

観光について大分県といえば、やはり温泉で日本一の源泉数と湧出量を誇っています。カボスなどの特産品や、とり天、関あじ、関さばなど全国に誇れる魅力や、別府・湯布院をはじめとした素晴らしい観光地がたくさんあります。大分の魅力は15分では語りきれないものがありますので、本日は全てのスライドに18市町村それぞれの景観を差し込んでおります。そちらも併せてお楽しみいただければと思います。

それでは本題に移ります。まず、これまでの地方分権改革の取り組みについて、国の動きと大分県の動きを一覧にしています。国からの地方分権改革の流れに合わせて、大分県においても県内における地方分権のための取り組みを進めてきました。

具体的には、平成18年度に県から市町村への権限移譲を目的とした大分県市町村権限移譲ワーキンググループ会議を設置しました。この会議は、県の市町村振興課長と市町村

の地方分権担当課長をメンバーとする会議です。この会議は設置してから毎年、年に複数回のペースで開催してきましたが、平成 26 年度の提案募集方式の開始を受け、県内市町村からも意見があり、提案募集について議論する場が必要となったため、県としてできる取り組みを模索することとなりました。

その結果、大分県では提案募集に関して大きく 2 つの取り組みを開始しました。1 つ目に、平成 28 年度からはこのワーキンググループ会議を提案募集についての協議の場としても活用することとしました。市町村から提出された提案について、県と市町村で議論検討し、問題意識を同じくする市町村同士で共同提案へとつなげる取り組みをしたり、ワーキンググループ会議内で内閣府に提案募集方式の研修をお願いしたりしています。

2 つ目は、市町村の提案募集事務のサポートとして、県独自のスケジュールを組むようにしています。詳しくは後ほど説明します。

大分県では、こうして積極的に提案募集の利用を促進していく中で、市町村に原則「1 団体 1 提案」をお願いしてきたこともあり、過去に 18 市町村の全てで何らかの提案がなされています。平成 29 年度には、内閣府における会議で大分県のこうした取り組みが優良事例として取り上げられました。

大分県の独自スケジュールについてです。これは令和 6 から 7 年度のスケジュールです。提案募集は内閣府において例年 1 月下旬頃に募集が開始されますが、大分県ではその前年の 10 月にはこうした全体スケジュールを作成して市町村に送付し、募集をスタートするようにしています。

具体的な流れを説明します。10 月から 11 月ごろに県内市町村に向けて提案の募集をし、市町村から提案が提出されると、県の関係制度を担当する所属や他の市町村に対して意見を調査し、提案の妥当性を確認、同様の課題や支障事例がないかなどの調査を行い、提案内容の補強をします。

その後、年明けに開催するワーキンググループ会議で提案についての情報共有を行います。そして、年度内までに提案をまとめ上げ、年度初めに内閣府に提出しています。このスケジュールにより、市町村から提案が初めて出されてから内閣府に提出するまでの間に、約 5 か月の検討期間を設けることができます。

大分県が独自スケジュールを採用する理由は大きく 2 つです。1 つ目は、十分な検討期間を確保することで、関係各所で知恵を出し合いながら提案内容をブラッシュアップできるという点です。2 つ目は、年度内に提案内容を固められるという点です。内閣府の提案募集期間が年度末・年度始めで市町村の繁忙期であったり、課題を提示した職員が人事異動でいなくなったりしてしまうことへのフォローの意味があります。

参考までに、都道府県別の提案実績のある市町村について、大分県内市町村の提案割合は 100%となっていますが、100%の都道府県は全国に 5 県のみとなっています。ただ、過去の提案割合も指標として大切なものではありませんが、市町村が提案しやすいような環境づくりを時勢に合わせて考えていくことも大切だと考えています。

さて、ここからは直近の大分県内市町村からの提案で、国の制度改正等により提案が実現した例を紹介します。1つ目は、平成29年度の「罹災証明に係る一連の手続・制度の見直し」という提案です。この事例については、ここまで説明してきた県による支援の実例も併せてご紹介します。

この提案は、湯布院温泉で有名な由布市から単独で県に提案が出されました。今回の提案の契機となったのは平成28年の熊本地震です。震災等により家屋に被害が生じた場合、被災者が各種補償を受けるためには罹災証明の取得が必要ですが、当時、その罹災証明の取得には、被災者の立会いのもと、行政職員による被害家屋の現地調査が必須でした。

実際に由布市でも熊本地震の際には被害家屋の調査に約140日間かけて950名余りの職員を動員することとなりました。これには、自治体の時間的・人的な負担はもちろん、住民としても立ち会わなければならない手間があるほか、何よりも調査に時間がかかるため、生活の再建そのものが遅れてしまうというデメリットがありました。

そこで、この罹災証明発行のための手続の簡素化を求めたのがこの提案の趣旨です。まず、由布市から提案を受け取った後、関係各所との協議や調整等を通じて提案の精度を上げる取り組みを行いました。

その上で、ワーキンググループ会議の場を活用し、共同提案したい市町村を募ったり、提案実現に向けた方法について知恵を出し合ったりしました。家屋倒壊の状況を写真により判定する方法や判定ノウハウの簡素化などといった案は、この会議の議論の中で出てきたアイデアで、後に制度改正によってこれらが実際に実現されています。

被害家屋の状況を写真で判定できるようになったことなどにより、罹災証明書発行にかかる時間が大幅に短縮され、自治体の負担軽減はもちろん、何より住民の生活再建を迅速に後押しできるようになったことが最大の効果であると言えます。

続いて、令和3年度の「薬剤師法に基づく調剤制限等の規制緩和」について、津久見市からの提案です。これは、コロナ禍でオンライン診療が普及し始めた時期、離島の診療所において医師が不在の場合には薬が処方できないという課題から、薬剤師法の改正にまでつながった事例です。私の話の後、提案募集方式における成果事例として、実際に提案に携わった津久見市の職員さんのお話がありますので、具体的な説明はここでは省略いたします。なお、この提案について、津久見市は他団体の模範となる提案を行った団体として、地方分権改革推進アワードの表彰をいただいています。

ここまで県の立場からみた提案募集について説明をしてきました。ここからは、大分県内市町村が提案募集方式についてどのように考えているか調査した結果を紹介します。

まず、ご紹介した事例について、市町村や住民にとって改善したことを聞いたところ、罹災証明発行事務については、行政の負担軽減や事務の円滑化、住民目線では様式の簡略化や立ち会いが不要になったことなどによる負担軽減、生活の早期再建などが挙げられました。提案募集方式は、地方の声を国に届け、社会問題の解決や住民生活を改善すること

のできる貴重なツールであると改めて感じます。

続いて、提案募集方式自体の有効性について、全 18 市町村で「有効だと思う」という結果になったものの、9 団体が「提案募集方式を活用できている」と回答した一方で、もう半分の 9 団体が「活用できていない」と回答しました。あくまで傾向ですが、県内では大規模の人口 10 万人超の自治体は活用できていると答えていますが、人口 3 万人以下の小規模自治体では活用できていないと回答している割合が高くなっています。

提案募集方式への要望や課題について、多くの市町村から「課題の掘り起こしに関する具体的なノウハウが欲しい」「提案書作成に係る人手・知識不足」「提案提出までに年度をまたぐため、人事異動により課題意識の共有が難しい」といった意見が出ました。こちらもあり人口や行政職員が少ない小規模自治体では、より提案募集の活用が難しいという声が挙がったところです。

ここまでの話のまとめとして、大分県のこれまでの取り組みと、それにより見えてきた課題をお話しします。まず、これまでの取り組みについて、大分県ではワーキンググループ会議により、市町村からの提案を県と市町村が一緒になって検討する仕組みを作り、その成果として、市町村の地方分権担当課においては提案募集が認知され、活用も前向きに検討されているところです。

一方で見えてきた課題は 2 つあります。1 つ目は、スケジュールに関する課題です。提案の検討から提出、そして成就まではどうしても年度をまたいでしまいます。そのため、例えばベテラン職員が課題感を持って提案をしたとしても、翌年度には新任に変わるなどで課題感のレベルや熱量を維持し続けるのが困難な部分もあります。

2 つ目は、市町村の現場レベルの課題感の把握には限界があるという点です。大分県でも提案募集方式導入当初は市町村から多くの提案が出されていましたが、最近ではなかなか以前のように提案が出てなくなっているのが現状です。

一方でご紹介したように、熊本地震やコロナといった有事をきっかけに素晴らしい提案がなされているというのも事実であり、市町村においてまだまだ提案へとつながるような潜在的な課題や困り事はあるのだと考えられます。これは、市町村の地方分権担当課には、提案募集の制度やその有用性が理解されていても、現場レベルにまでそれが周知しきれておらず、また日々の業務に追われる中で、提案に至るまでの法令理解や解決策の提示までを行うには、時間的にも技術的にも一定のハードルがあるためだと考えます。

それでは、こうした課題の解決のために、今後どのような取り組みが必要か、僭越ながら 1 都道府県の提案募集担当者としての考えをお話して、結論とさせていただきます。

まず前提として、提案募集方式は、行政の効率化や住民サービスのために有用であると考えます。過去の実現提案を見ても、自治体・住民の双方にとってメリットのある提案がなされてきました。そのため、大分県では、引き続き提案募集方式の積極的活用に取り組んでまいります。

ただし、一方で、これまでの取り組みの中で、先ほどお話したような課題点も浮き彫り

になってきたところです。そこで、内閣府と県・市町村それぞれに分けて少し提言をさせていただきます。

まず、内閣府においては、提案募集期間の柔軟化を提案します。提案内容の検討について、各自治体が通年で随時相談可能な簡易相談を既に行っていただいておりますが、より一層の利用促進のため、引き続き周知を行っていただくほか、募集期間についても市町村からの意見も出たところですので、年度をまたがないような募集期間とすることができないか、ご検討いただければと考えています。

次に、県と市町村としては、組織内での更なる制度の周知啓発とフォローアップに取り組んでいきます。周知啓発については、提案募集が市町村全体に周知されるよう、例えば県のワーキンググループ会議により多くの市町村職員が参加できるようにするなど、内閣府研修のさらなる活用を進めることが考えられます。

また、県においても、市町村からの相談を随時受け付けたり、課題整理への細やかな協力を行ったりなど、提案の種になりうる課題を取りこぼさず、市町村と一緒に育てていけるよう、そしてその提案により住民の生活をより豊かにできるよう、有効なフォローアップについて市町村の意見にも耳を傾けながら検討を重ねてまいります。

最後になりましたが、平素より地方分権改革に取り組まれている内閣府の皆様をはじめ、共に歩みを進める各自治体職員の皆様と行政の取り組みに高い関心を持ち、多大なご理解とご協力をくださっている住民の皆様へ日頃の感謝を述べて、私からの発表を終わります。ご清聴ありがとうございました。

○司会 ありがとうございます。

■提案募集方式における成果事例

津久見市教育委員会生涯学習課 課長兼図書館長
川野 明寿

○司会 続きまして「提案募集方式における成果事例」に関する発表に移りたいと思います。

まず初めに津久見市教育委員会生涯学習課 課長兼図書館長の川野 明寿様より発表頂きます。

川野様、よろしくお願いいたします。

○川野様 大分県津久見市教育委員会生涯学習課 課長の川野と申します。提案当時、私は健康推進課長を務めておりました。

私からは、令和3年地方分権改革に提案した「へき地におけるオンライン診療の場合

の調剤制限の緩和」について説明いたします。

提案に至った背景から、規制緩和後の成果に至るまでの経過をお話いたします。

提案で求める措置の内容としては、へき地におけるオンライン診療において、一定の要件を満たした場合、診療所の薬を患者に提供できるよう規制の緩和を行う内容です。

こちらの写真は、今回の提案に関わる保戸島全体を写しています。この島にある診療所が、提案の中心的な位置づけとなります。

まずは「津久見市」についてご紹介します。本市は、大分県の南東部に位置し、豊後水道に面した海沿いの都市で、穏やかな風景が広がるまちです。

津久見湾の湾口部を囲むように、半島部の美しいリアスの海岸線が、山地斜面に広がるミカン栽培の段々畑とコントラストをなしており、風光明媚な景観を作り出しています。島しょ部は、保戸島、地無垢島、沖無垢島の3島があります。

人口は約14,900人と小さな自治体ですが、海と山に囲まれた環境と比較的温暖な気候に恵まれ、都市部ではできない「津久見らしいゆとりある生活」を送ることができるまちでございます。

写真にあるように津久見市は、「みかん セメント 野球」のまちです。津久見のみかんは、樹齢850年を誇る国の天然記念物「尾崎小みかん先祖木」をはじめ、柑橘系の栽培が盛んです。セメントについては、大正6年に石灰石の採掘が始まり、現在では採掘量が「日本一」を誇り、本市の基幹産業となっています。

また、野球は、津久見高校硬式野球部が九州唯一の春夏甲子園優勝校であることに象徴されるように、子どもから大人まで幅広い世代に親しまれています。誰もが、住みたい・住み続けたいまちづくりを進めているところです。

早速ですが、提案に至った背景①です。本市の離島である保戸島ですが、津久見港から約14kmの豊後水道に浮かぶ島です。

世帯数は、昨年の12月末現在で321世帯・人口533人、高齢化率は、11月末現在ですが、78.3%となっています。交通手段は、津久見港から保戸島港の旅客船のみで片道25分かかります。

こちらは保戸島の写真です。海岸に面した集落の景観が広がっています。

漁港へと迫る急斜面は、3、4階建ての家々が肩を寄せ合うように密集しています。保戸島の集落は「未来に残したい漁業漁村の歴史文化財産百選」にも選ばれ、その価値が高く評価されています。

提案に至った背景②です。津久見市保戸島診療所ですが、島内唯一の診療所であり、交通手段は、津久見港から保戸島港の旅客船のみです。

平成18年4月に津久見市が設置し、平成22年7月より指定管理者として、一般社団法人津久見市医師会が運営を担っています。

令和2年10月より県内ではじめて、オンライン診療の運用を開始しました。写真の左側で、うっすらと肌色の1階建ての建物が保戸島診療所でございます。

提案に至った背景③です。保戸島診療所ですが、診療日は、平日の4日間、診療時間は、9:45からと、13:00からになっています。

保戸島診療所のスタッフは、6人で、市内の本土から旅客船で通勤している方が、医師・看護師・事務の3人。保戸島に居住している方が、看護師・助手・事務の3人となっています。

保戸島診療所の1日平均診療人数は、令和5年度実績で30.4人です。年間に荒天等で船が欠航する日数は、5日～10日程度となっています。

提案に至った背景④です。保戸島診療所を取巻く状況ですが、保戸島地区に調剤薬局はありません。採算が取れないため希望する事業所がありません。

診療日以外の急な病気、けが等で連絡があっても対処できません。患者は我慢するしかありません。

オンライン診療は、医師不在の解消や、離島航路運休リスク回避のため、令和2年10月より運用を開始しました。

保戸島診療所の看護師による薬剤に関する業務の状況ですが医師がカルテ記載の処方に基づき、看護師が必要量を取り揃え、医師が確認しています。薬剤管理、在庫管理、発注業務を看護師が担っています。看護師は40年以上の経験があり、調剤業務を伴う診療所で長年従事しております。

提案に至った背景⑤です。令和2年よりオンライン診療を運用していますが、図に示すように、海風が強く旅客船が出航出来ない場合に、診療所の医師が、本土の津久見市内の病院からオンライン診療を実施する状況の中で、保戸島診療所内に医師が不在となるため、薬剤師法第19条及び第22条による制限により、医師が画像ではなく直接確認しなければ、診療所内に在庫している薬剤を患者に提供できない事案が発生しました。

当時の私の感覚としては、このデジタルの時代において「画像による診察ができるのに、なぜ画像による薬の取り揃えができないのか？」という疑問を抱いていました。

提案協議の中で、厚生労働省からは「ドローンを用いて配送することも可能である」との回答がありました。しかし、海風が強く旅客船も出航出来ない状況では、離島が直面する厳しい現実が十分に考慮されていない回答であると感じました。

提案内容です。オンライン診療において診療所内に医師が不在の場合でも、離島に看護師が在住していることで、診療所内に在庫している薬剤を提供できるようにする提案です。

これにより、薬剤の配送時間や配送経費を削減できるだけでなく、離島などのへき地住民の利便性向上、負担軽減、そして医療の確保を図ることが可能となります。

医師または薬剤師以外の者が患者に提供できる薬剤の想定については、PTPシートやそれに準ずる包装された状態の医薬品を、必要量取りそろえる行為のみに限定しました。

対象とするのは、画面上で医薬品の種類、品名、個数などが確認できる薬剤に限ります。なお、医薬品を直接計量したり混合したりする行為は含めていません。これにより、

誤った薬剤を提供するリスクを排除し、安全性を確保できると考えました。

フロー図を用いて説明します。現状についてですが、通常診療では、医師、看護師、患者が離島の診療所にいます。診察は医師が行い、看護師は診察の補助を行います。院内処方のため、医師の処方箋に基づき薬を調剤し、患者に提供しています。

次に、オンライン診療についてです。旅客船が、島に渡れない状況で、医師は本土の病院におり、オンライン診療が実施されます。

この場合、離島の診療所では、患者と看護師が同席している設定です。診察は、本土の病院からオンライン診療を通じて、医師が看護師に診療の補助行為を指示する形で行われます。

薬の提供については、旅客船が運航可能となってから次の診療日以降に、医師の処方箋に基づき薬を調剤し、患者に提供します。このため、薬の提供までに日数を要する状況です。

改善案として、オンライン診療が①医師の対応のみの場合です。診察は、本土の病院からオンライン診療を通じて、医師が看護師に診療の補助行為を指示する形で行います。

薬剤の提供については、医師が処方箋を離島の診療所にFAXで送信し、オンライン画面上で、看護師が必要量を取り揃えます。この作業は、医師と確認を取りながら進め、取り揃えた薬の最終確認も医師が行います。その後、患者に薬を提供します。

オンライン診療が②病院内外に薬剤師がいる場合です。診察は、本土の病院からオンライン診療を通じて、医師が看護師に診療の補助行為を指示する形で行います。

薬の提供については、医師が処方箋を本土の病院内外の薬局にFAXなどで送信し、オンライン画面上で、看護師が必要量を取り揃えます。この作業は、薬剤師と確認しながら進め、取り揃えた薬の最終確認も薬剤師が行います。その後、患者に薬を提供します。

さらに、薬剤師はオンラインで服薬指導を行い、提供した薬の情報や薬学的知見に基づいた指導を実施します。

提案実現による効果です。オンライン診療において、診療所内に医師が不在の場合でも、診療所内に在庫している薬剤の提供が可能になれば、「へき地における医療機能の維持」が図られます。

これにより、離島等のへき地住民の利便性向上、薬剤を配送する時間の削減、配送経費の削減などが実現し、医療の確保が図られます。住民は、安心して住みなれた地域で生活ができるようになります。このような日常を実現するために、本提案をお願いした次第です。

この提案に至るまで、国や大分県への協議、県薬剤師会、津久見市医師会など、様々な機関との調整を得て、令和4年3月に厚生労働省が離島の調剤制限を緩和する措置を示しました。

通知の概要です。薬剤師または医師が調剤した医薬品を供給できる体制整備が前提ですが、離島等の診療所において、荒天等により医師及び薬剤師がやむを得ず不在とな

る場合において、医師が遠隔でオンライン診療を行った場合、医師または薬剤師の管理の下、離島診療所にいる看護師または准看護師が、患者に薬剤をわたすことは「差支えない」ことが示されました。

離島住民に寄り添う制度改革の挑戦と成果として振り返ります。

オンライン診療を実施したものの、『画像による診察ができるのに、なぜ画像による薬の取り揃えができないのか?』という疑問から始まりました。

国・大分県医療政策課より『薬剤師法に基づき調剤は不可能。法律に基づく判断で不可能。』という法律の壁に直面しました。

行き詰まった時に、市経営政策課 柴田参事から提案募集の支援をいただき、市医師会の朝生事務局長や県薬剤師会の皆様の全面的な協力を得て、「地方の声で国の制度を変える」、「不可能の声を可能にしたい」という想いを胸に、これは私自身の想いであり島民の想いでもあると強く感じながら、使命感を持って取り組んできました。

国が示した規制緩和により、荒天などの影響で薬が住民に届かないという、全国の離島診療所が抱える課題に対し、一助となる仕組みを提案できたのではないかと自負しています。

また、本市においてオンライン診療を通じて薬を提供した実績は、現在のところ3件と伺っています。離島の皆様が医療の確保と利便性向上により、住み慣れた地域で心身ともに健康で暮らすことができる安心・安全のまちづくりにつながったと考えています。

最後に、この提案は、令和4年度地方分権改革推進アワードを受賞しました。お世話になった保戸島診療所のスタッフの皆様、市医師会の朝生事務局長、ありがとうございました。

全国の離島診療所を設置している自治体をはじめ、これから提案を行う全ての職員の皆様とともに、住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくりを進めてまいりましょう。

ご清聴いただき、ありがとうございました。

○司会 川野様、ありがとうございました。

■提案募集方式における成果事例

一般社団法人津久見市医師会 事務局長

朝生 剛次

津久見中央病院内科 顧問、津久見市保戸島診療所 院長

竹下 泰

○司会 続きまして、ただいま、川野様から発表いただきました「へき地におけるオンライン診療の場合の調剤制限の緩和」につきまして、一般社団法人津久見市医師会 事務局

長の朝生 剛次（あそう ごうじ）様と津久見中央病院内科顧問の竹下 泰（たけした やすし）様から本提案による成果の声をお聞きしておりますので、こちらの映像をご覧ください。

○Q1. 簡単に自己紹介をお願いします

○竹下様 津久見市医師会立津久見中央病院内科顧問および津久見市保戸島診療所の院長をしております竹下 泰と申します。よろしくお願いします。

○朝生様 津久見市医師会事務局長の朝生剛次と言います。よろしくお願いします

○Q2. 本提案実現後に実際に役に立った事例を紹介いただけますか。

○竹下様 医師不在の中で処方ができるというシステムをいただきまして、これまで1月に入りましても欠航が続いた折に、1月15日には18名の患者様が来られまして画面で確認しながら処方することができております。

○朝生様 昨年の11月まで約3回ほどオンライン診療をさせていただきました。また年末に1回、それから年が明けて2回ほどさせていただいております。

特に冬場は波が高く欠航が続きますのでこの制度によって処方ができるということは大変ありがたく思っております。

○Q3. 本提案により医師がリモートで指示することによる処方は、どの程度実施されていますか。

○竹下様 リモートで受診していただいた方は、ほとんどは島で定期受診されている方なので、ほとんどの方に画面で薬剤を確認しながら処方している次第です。

○Q4. オンライン診療後に薬剤の提供が可能となったことにより、保戸島診療所の患者の方からはどのような反応がありましたか。

○竹下様 島の方はほとんどが高齢者で、平均年齢も70歳以上80歳近い方々ばかりです。薬剤がきれるということにとっても心配、不安をもっています。

この制度を用いまして、ドクターが画面で顔を拝見しながら薬剤が処方できて処方切れにならないということに関しては、とても喜んでいらっしゃいまして非常にありがたく思っております。

○朝生様 今回行政の提案を受けまして令和4年3月に厚労省からオンラインでの処方ができるという通知をいただいております。島民の方は非常に喜んでおります。ありがとうございます。

○Q5. 離島診療や地域医療分野において、今後の課題等ありましたら教えてください。

○竹下様 現在私が勤めている保戸島は、私が四六時中いるわけではございません。島に渡って昼過ぎにはこちらに戻ってきます。その後もやはり診療所に来られる患者さんもいらっしゃいます。その方にリモート診療はできるんですけども、処方できないんですね。欠航した場合においての処方が許されるという制度ですので、この辺りを少し緩和していただくともっと島民にいろいろと貢献できるのではないかと思います。

また島の診療所のスタッフも非常に高齢化してきておりまして、ナース2人もかなり高齢となっております。ここでその方々の今後の補充ができるかということですが、非常に人材不足ということで診療所の継続が成り立つのであろうかということに関しては不安をもっています。

○朝生様 同じく人材確保が1番問題というかたちになります。今は島民診療所において、島民の方看護師1人、事務1人、看護助手1人を雇用しておりますけれどもいずれもやはり高齢化という問題がありますので、現地でのスタッフ確保ということが今後厳しくなると考えております。

○Q6. 最後にお住まいの自治体や内閣府に一言頂くことは出来ますか。

○竹下様 私が行っております保戸島は、診療所の方は何とか医療の面において、私ができる範囲で貢献したいと思っておりますけれども、介護の面で全くデイサービスがあるわけでもなくヘルパーさんが訪れることもなく島で独居で高齢で老老介護であったり高齢者の方々に介護の手が届かない状況が続いております。

ここを何とか改善できるとずっと島で過ごしたいというお年寄りの希望が叶えられるのではないかとそういうふうを考えておりますのでその辺をよろしく願いしたいと思えます。

○朝生様 津久見市は小さな市でございます。津久見市医師会も救急含めて医療を行政と一緒に整備していきたいと思っております。

医療はひとつのライフラインということで考えておりますので行政と共々地域医療に貢献していきたいと思えます。よろしくお願いします。

○司会 朝生様、竹下様、ありがとうございました。

■提案募集方式における成果事例

泰阜村 住民福祉課 課長

平栗富士男

○司会 続きまして、「支所業務の郵便局への包括的委託」について、泰阜村 住民福祉課 課長の平栗 富士男様より発表頂きます。こちらの映像をご覧ください。

○平栗様 長野県泰阜村役場 住民福祉課の平栗富士男と申します。

泰阜村では、令和元年度に「郵便局に支所業務を包括的に委託し、支所を廃止する」ということを行いました。

「役所の仕事をいくつか委託する」ということは、それほど珍しいことではないと思いますが、「支所で扱ってる事務を包括的に委託して支所を廃止する」という事は珍しいようで、図らずも泰阜村という小さな自治体が先例となったようです。

私自身は令和3年度から今の役職となりましたので、委託業務の開始から地方分権の提案まで直接関わっておりません。「この場で私が話していいのかな」という思いがありますけれど、小さな自治体のチャレンジをお聞きいただければと思います。

「泰阜村」と言っても、漢字は読めないし、どこにあるのかご存じない方ばかりだと思いますので、簡単に紹介させていただきます。長野県の南の端、飯田市の南隣にある小規模自治体で、自治体内の交通の便が悪いことから、大きく北地区と南地区に分かれていて、人口比率はいつも大体 55:45 となっています。今回のことは、南地区を対象に実施したことです。

南地区の主要な集落「温田地区」には JR 飯田線の温田駅があり、その駅前に商店街があります。温田郵便局は商店街の中にあり、役場南支所は直線距離では商店街に近いというものの、車で移動というと回り道をして、少し離れた場所にありました。

委託までの経過を振り返っておくと、「温田駅前商店街の活性化のために、商店街の中心にある温田郵便局に支所の業務を移してはどうか」というのが始まりです。しかしながら、「法律上、郵便局では取り扱いえない事務があるのだ」ということが課題となってまいりました。

参考までに、温田郵便局へ委託した業務は、このようなものです。年間概ね 2,000 件程度の取り扱いとなっています。

当初描いていた事務処理フロー図もお示しさせていただきます。現在は、住民票の写しの交付等でいわゆる「コンビニ交付」が始まったことを受けて、温田郵便局内にも「郵便

局型キヨスク端末」を設置するなど、デジタル化を進めておりますので、いずれこのフロー図も変わっていく可能性があると思っています。

こちらに書かれているような事務が、地方公共団体の特定の事務の郵便局における取り扱いに関する法律の規定により、温田郵便局では支所と同じやり方ではできないということがわかってきました。当時の温田郵便局長さんは「村の仕事を郵便局が受けるにあたって不都合があってはならない」ととても熱心に取り組んでくれましたので、このことについては残念な思いだったと思います。

役場側でも「デジタル技術が進んでいる中、それを進めているのが総務省。郵便局を所管するのも総務省。オンライン確認でいいんじゃないか。なぜダメなんだろう」という思いはありました。

まずは当面の解決策として、役場職員 1 名常駐させるかたちでスタートしたものの、やはり残念な思いがいたします。そこで、郵便局において取り扱えることが可能な事務の要件緩和」の提案をしました。私が役場職員になった頃は先輩職員から「地域で困っていることは、長野県とか飯田市がいつてくれるから、こんな小さな自治体の職員がいちいち言う必要はない」と言われておりましたので、まずは「こういった事をした」という事がすごい事だと思っています。ただ、泰阜村単独での提言と言うのは、ちょっと荷が重いという事で、長野県のほか県内の自治体共同での提案というかたちにいたしました。

その結果、転出届や印鑑登録の廃止など、提案したことの一部分が規制緩和をしていただきました。こうして郵便局で取り扱うことができるようになったおかげで、常駐させていた村職員を撤収いたしました。住民に影響がないように配置した職員なので、制度改正に気づいた住民は残念ながらいないと思いますし、もともと「支所廃止」という合理化目的で行ったことではありませんので、村としても声高に実績を言ってきたことはありませんが、結果として支所の機能を残したまま年間 200 万円程度の節約効果ができたとということになりました。

以上、簡単ですが泰阜村での事例の報告とさせていただきます。どうもありがとうございます。

○司会 平栗様、ありがとうございました。

■提案募集方式における成果事例

温田郵便局長

中島 淳子

○司会 続きまして、平栗様から発表いただきました「支所業務の郵便局への包括的委託」につきまして、3 名の方から、本提案による成果の声をお聞きしております。

1 人目の方は、温田郵便局長の中島 淳子様です。それではこちらの映像をご覧ください。

○Q1. 簡単に自己紹介をお願いします。

○中島様 温田郵便局長の中島 淳子と申します。令和 4 年 4 月より当郵便局で局長を務めております。

○Q2. 本提案実現後に 実際に役に立った事例を紹介いただけますか。

○中島様 郵便局員でも各種証明書交付事務の代理請求が可能となったことで、ご本人様以外の方からご請求があった際に本庁まで行っていたかなくても、郵便局で交付ができることです。

○Q3. 本提案により、温田郵便局へ委託した業務の取扱いは年間 2,000 件程度とのことですが、その業務の内訳はどのようになっていますか。

○中島様 年間 2,000 件というのは転出届や印鑑登録の廃止を含めた受託業務全体の取り扱い件数になります。

内訳としましては 各種証明書交付事務が全体の 1 割、ゴミ袋の販売が全体の 6 割、そのほかが合わせて全体の 3 割です。

○Q4. 温田郵便局で取り扱える事務が増えたことにより、地域住民の方々からは どのような反応がありましたか。

○中島様 制度改正前は役場職員を常駐していただくことで郵便局社員ができないことにも対応しておりましたので、地域住民の方にとって郵便局で扱える業務が増えたことへの実感は伝わりにくかったと認識しております。

そんな中で本庁まで行かずに近くの郵便局で手続きができるので助かる、郵便局の用事とまとめて手続きできるのは便利、というお声はいただいております。

○Q5. 本提案により地域の活性化につながっていると実感することはありますか。

○中島様 郵便局の本業以外で足を運んでくれるお客様が増えましたので、郵便局としましては地域の新たなお客様とのつながりを拡大できていると感じています。

また駅、商店街、行政、郵便局が近くにまとまったことでこの地域への人の流れを作る

ことに一定の効果があると感じています。

○Q6. 今後の課題等ありましたら教えてください。

○中島様 4月からマイナンバーカード関連の事務を受け付ける予定ですが、機器設置のためのスペース、動線確保に苦慮しています。プライバシー保護の観点から考えても、限られたスペースでの対応は課題です。

○Q7. 最後に、お住まいの自治体や内閣府に一言頂くことは出来ますか。

○中島様 地域の過疎化が進む中で、小さな社会が生き残っていける施策を考えていただければと思います。

○司会 中島様、ありがとうございました。

■提案募集方式における成果事例

泰阜村商工会長

早野 昌

元泰阜村職員

林 恵美子

○司会 続きまして、泰阜村商工会長の早野 昌様と元泰阜村職員の林 恵美子様です。
それではこちらの映像をご覧ください。

○Q1. 簡単に自己紹介をお願いします

○早野様 泰阜村商工会長の早野 晶と申します。郵便局近くで電気屋を経営しております。

○林様 林 恵美子と申します。役場職員として長らく務めさせていただき、支所勤務もさせていただきました。

○Q2. 本提案実現後に、実際に役に立った事例を紹介いただけますか。

○早野様 支所は閉じましたが、郵便局で同じように役場関係の手続きができていますので高齢者を中心に助かっていると思いますが、直接承知しているものではありません。

○林様 もともと村の出先機関として支所がありましたので、いろいろな窓口業務を行っておりました。

郵便局に業務委託をした結果、取り扱いのできない業務も発生したと思います。

○Q3. 温田郵便局で取り扱える事務が増えたことにより、地域住民の方々からはどのような反応がありましたか。

○早野様 もともと「支所でできていたことは同じようにできる」ということから始まっているので、目に見える反応はありません。

○林様 「支所でできていたことは同じようにできる」という委託業務でしたので、特に反応はないと思います。

○Q4. 本提案実現に際し、泰阜村商工会との関りについて教えてください。

○早野様 商工会とは直接関係しないと思いますが、温田商栄会の一員になっていただきまして、大変ご協力をいただいております。

○Q5. 本提案により、地域の活性化につながっていると実感することはありますか。

○早野様 衰退に歯止めをかけたいと努力していても大変な状況です。残念ながら、活性化とまでは感じられません。

○林様 役場本庁舎まで車で15分くらいですけれども、高齢者等「車」という移動手段を持たない皆さんには便利になったと思いますが、活性化に繋がっているとは感じられません。

○Q6. 今後の課題等ありましたら教えてください。

○早野様 「転入の手続きをする場合は本庁から職員を回すので事前に連絡を」と言われています。

旧支所時代にはなかったことなので、この事がなくなるといいなと思います

○林様 転入届や印鑑登録については、現在郵便局職員ではできないことになっておりますが、これが解消されることになって郵便局内でできるということになれば、もっと便利

になるのではないかと考えております。

○Q7. 最後にお住まいの自治体や内閣府に一言頂くことは出来ますか。

○早野様 地域を守っていくために、自営業者が継続していける施策を我々と一緒に考えていただければと思います。

○司会 早野様、林様、ありがとうございました。

皆様、如何でしたでしょうか。「提案募集方式」により、地域の実情にあった“住みやすい”地域づくりを実現する様子がよくお分かりになったのではないかと思います。

さて、以上をもちまして、本日の地方分権改革シンポジウムを終了させて頂きたいと思います。皆様、長い時間に渡り、ご視聴ありがとうございました。

大変お手数でございますが、今後のシンポジウム開催に資するため、退室時にアンケートへのご協力をお願いします。Zoom ウェビナー退出時に「アンケートを表示する」と表示されますので、クリックいただき、回答していただきますよう、よろしくお願いいたします。

本日は、ご参加いただき、ありがとうございました。

以上